

柳原北町会

地区防災計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 修正

柳原北町会

## 目 次

<b>1 地区防災計画とは</b>	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等	1
(3) 地区防災計画の構成	2
(4) 実践と検証	3
<b>2 地区特性</b>	4
(1) 地区の成り立ちと現況	4
(2) 地震の被害想定	9
(3) 水害の被害想定	12
<b>3. 地震発生時の対応シナリオ</b>	13
(1) 地震発生時の対応シナリオ	13
(2) 地区防災マップ	13
(3) 地区の課題と対応策	18
<b>4 水害時の対応シナリオ</b>	25
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要	25
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ	25
(3) コミュニティタイムライン	30
<b>5 町会における平時の備え</b>	32
(1) 事前対策リスト	32
(2) 体制づくり	34
<b>※ 様式・資料編</b>	39
<b>資料 1 様式集</b>	40
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表	40
参考様式 2 備蓄品リスト	41
参考様式 3 町会年間スケジュール	42
参考様式 4 防災区民組織名簿	43
<b>資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」</b>	44
<b>資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）</b>	44
<b>資料 4 あだち安心電話</b>	45
<b>資料 5 感震ブレーカーの設置助成</b>	46
<b>資料 6 防災無線のテレホン案内</b>	47
<b>資料 7 足立区 LINE 公式アカウント</b>	47

# 1 地区防災計画とは

## (1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

また、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、柳原北町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「柳原北町会地区防災計画」を策定しました。

また、令和4年度には計画の見直しを行いました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

## (2) 地区防災計画の対象、範囲等

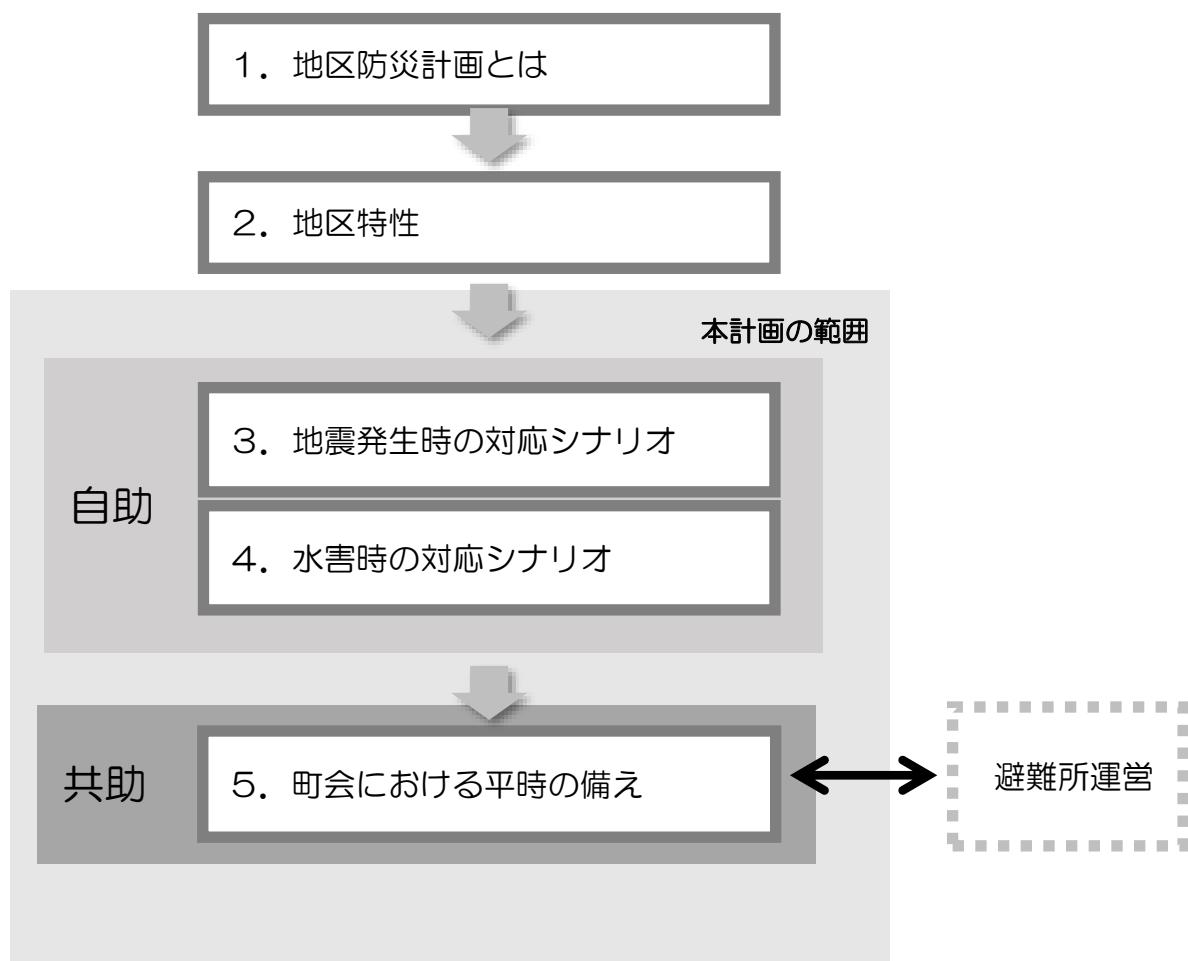
対象とする災害	地震・水害 (平成30年度は地震を中心に検討)
対象とする範囲	柳原北町会 (第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象)
対象者	柳原北町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

### (3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理し、さらに当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

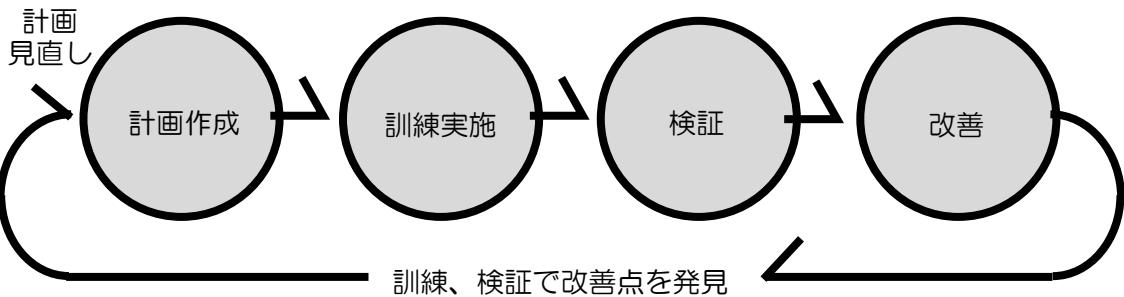


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

## (4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

### 実践と検証の流れ



計画に基づいた防災訓練を行います。

#### ■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
○避難訓練	○初期消火訓練	○避難所開設訓練
○避難所・避難路・避難場所等の確認	○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED 講習等)	○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)
○避難経路上の危険箇所の確認	○防災資機材取扱訓練	
○要配慮者の把握		

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。



防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- 活動の対象範囲や活動体制（役割分担）を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか

- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。  
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

## 2 地区特性

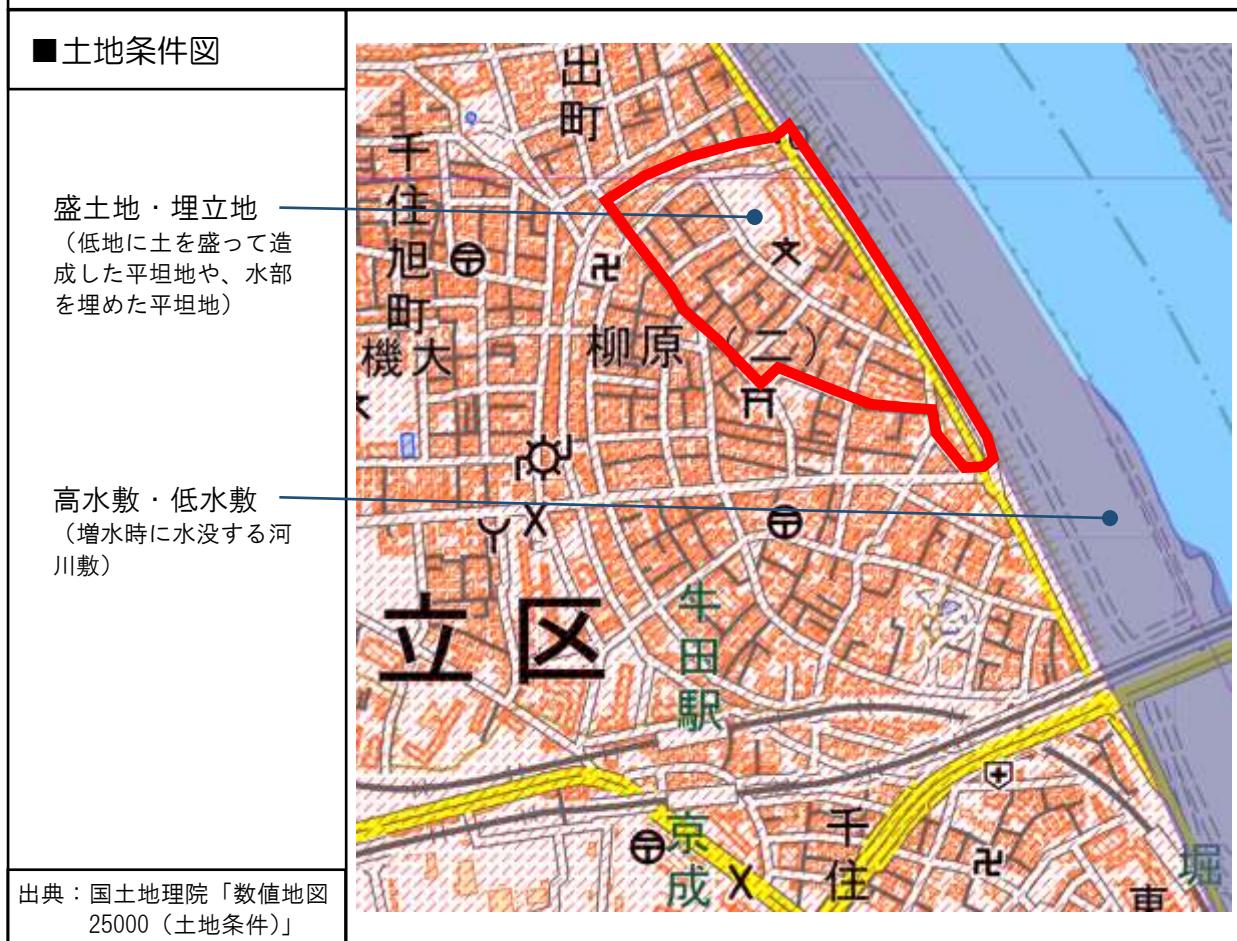
### (1) 地区の成り立ちと現況

#### ① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によって作られた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布しています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

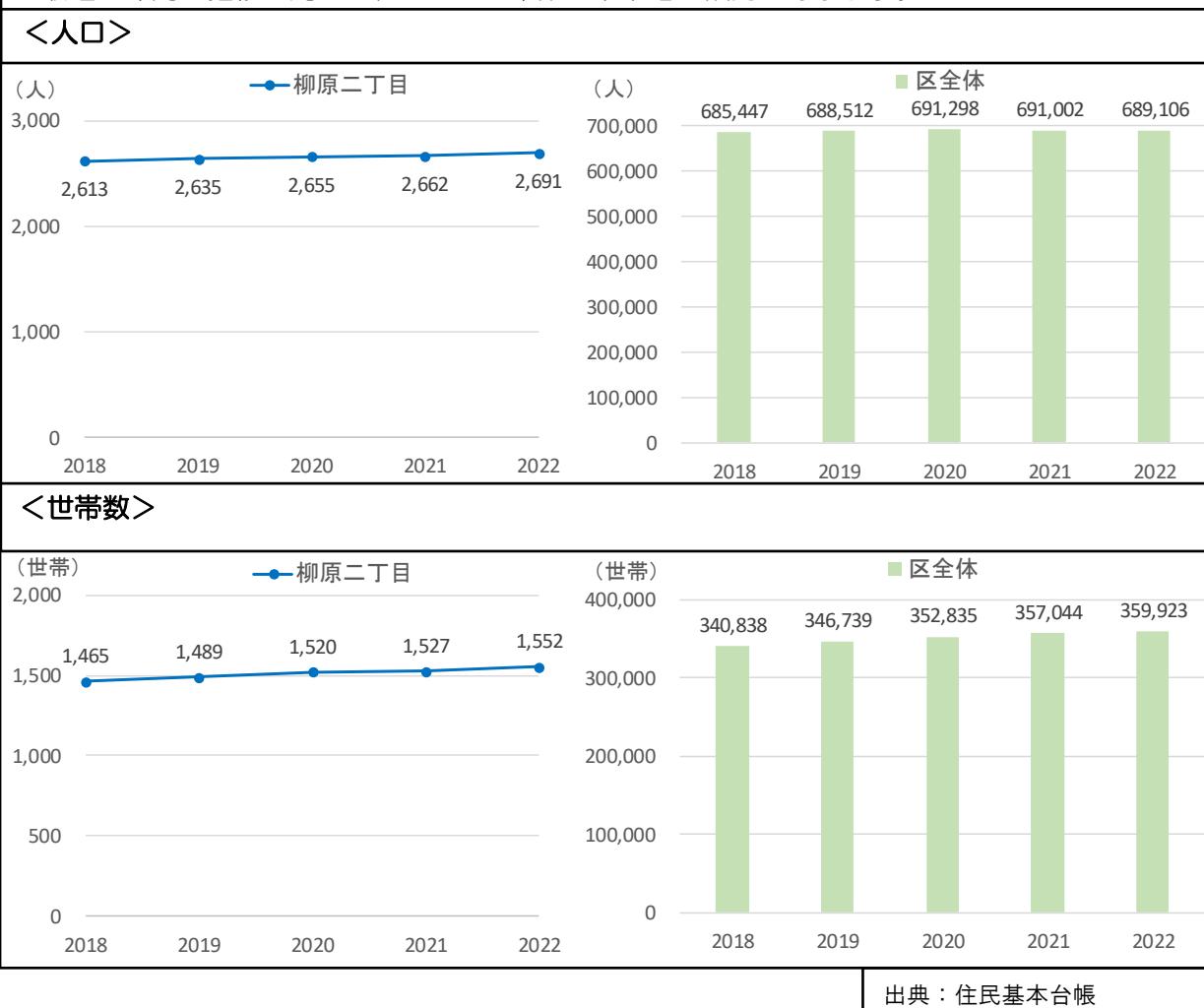
※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。



## ② 人口・世帯数

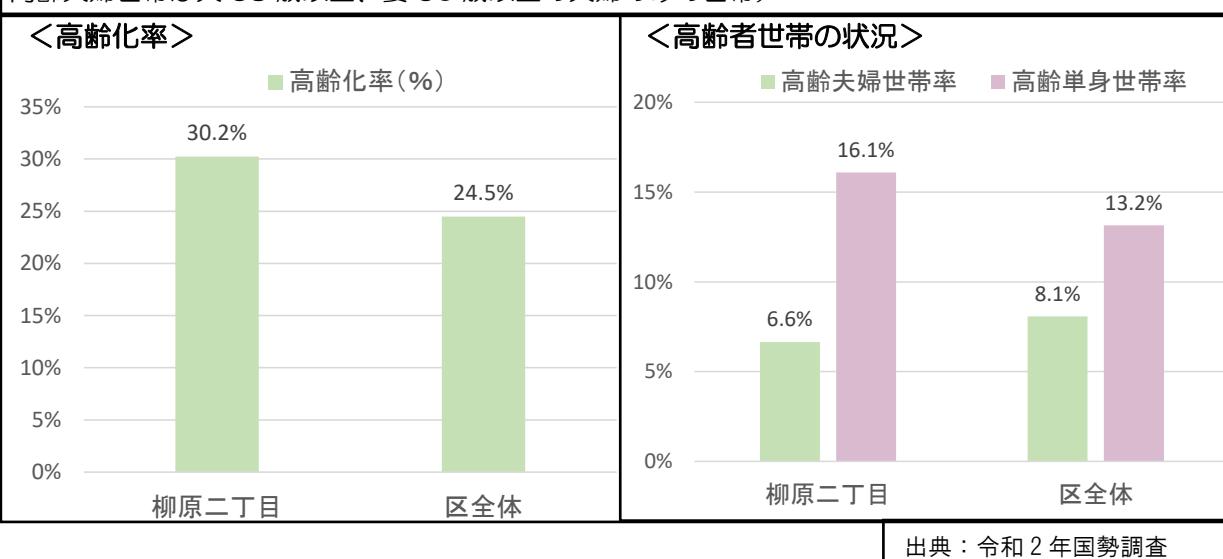
柳原二丁目の人口は2,691人、世帯数は1,552世帯となっています（住民基本台帳、令和4年1月1日現在）。

最近5年間の推移を見ると、人口・世帯数はやや増加傾向にあります。



## ③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

柳原二丁目の高齢化率（令和2年）は30.2%であり、区全体の値より高い水準にあります。高齢夫婦世帯の割合は区全体より低いものの、高齢単身世帯の割合は区全体より高い状況です。（注：高齢夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）



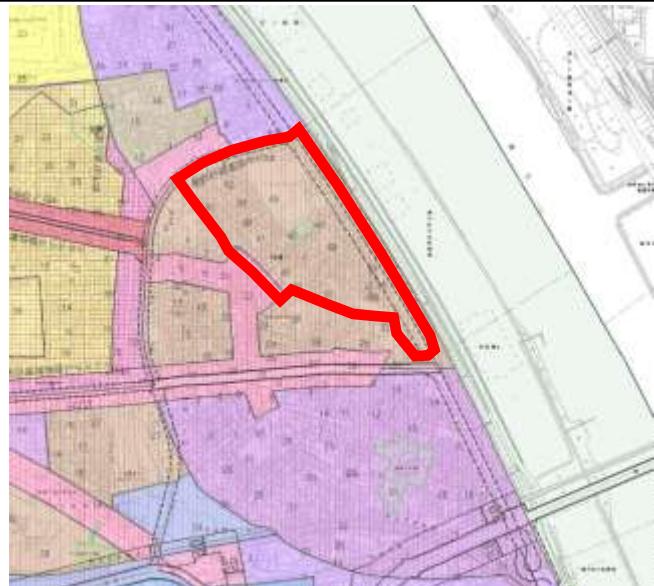
#### ④ 用途地域都市基盤

概ね準工業地域であり、主要道路沿道が近隣商業地域（特別工業地区）に指定されています。また、全域が新防火指定区域となっています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定

出典：「用途地域等指定図」



準工業地域：主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。

準工業地域（特別工業地区）：準工業地域だが、一定の大きさを超える原動機を使用する工場は建設できない。

近隣商業地域：まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。

新防火指定区域：すべての建築物は準耐火建築物以上に規制される。

#### ⑤ 用途別建物現況

建物用途は、大部分が独立住宅となっていますが、集合住宅も見受けられます。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畠
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

## ⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■ 準耐火造

外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

## ⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 2 階建てですが、一部が 3 階建てになっています。

<凡例>

■ 1階

■ 2階

■ 3階

■ 中層階(4~7階)

■ 高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

## ⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、地区の北縁で補助第192号線が、東縁で補助第118号線が計画されています。その他、周辺には補助第139号線等の計画があります。

The figure shows a map of the Kita area in Asakusa-ku, Tokyo, with various planned roads highlighted in red and blue dashed lines. The legend indicates:

- 整備済 (Completed): Solid blue line
- 事業中 (Under Construction): Dashed red line
- 計画 (Planned): Dashed blue line

Key labeled roads include:

- 足立区画街路第13号線 (Asakusa-ku Gaijōro-dori Line No. 13)
- 補助第139号線 (Auxiliary Line No. 139)
- 補助第192号線 (Auxiliary Line No. 192)
- 補助第109号線 (Auxiliary Line No. 109)
- 補助第118号線 (Auxiliary Line No. 118)
- 補助第139号線 (Auxiliary Line No. 139)
- 補助第192号線 (Auxiliary Line No. 192)

Other labels on the map include: 小学校 (Elementary School), 牛田駅 (Ueda Station), 第二丁目 (Second District), and 足立区役所 (Asakusa-ku Office).

## ⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員4mに拡幅すべき細街路が多く残っています。

＜凡例＞

色	細街路の種別
緑	幅員4m以上ある路線
赤	幅員4mに拡幅すべき路線
青	幅員4mで築造すべき路線

出典：「細街路路線図」（あだち地図情報提供サービス）

## (2) 地震の被害想定

### ① 首都直下地震の被害想定の概要

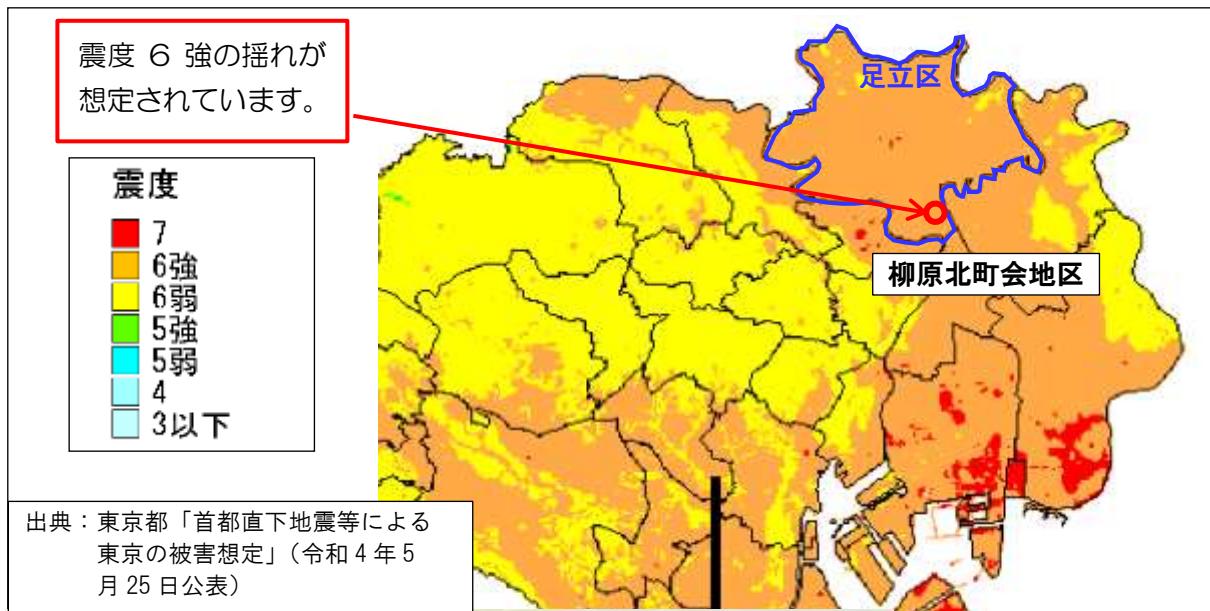
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

#### ■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定(M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒)

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区の全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

#### ■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



### ■建物全壊棟数

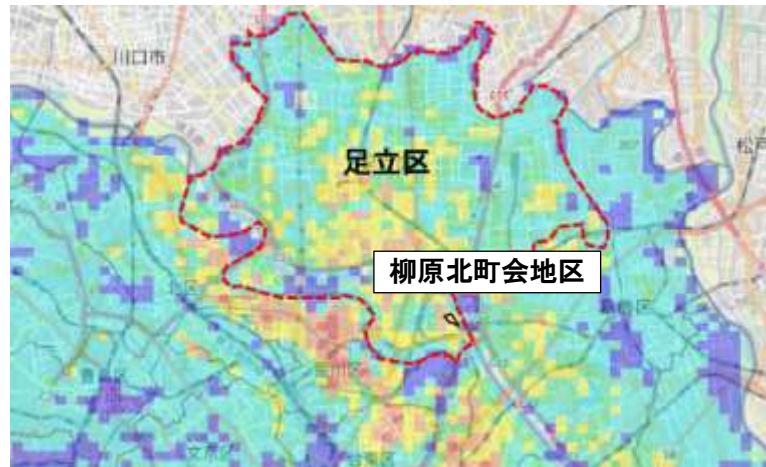
ほぼ全域で 20-50 棟の分布となっています。

<凡例>

全壊棟数（棟）
100 -
50 - 100
20 - 50
10 - 20
1 - 10
0 - 1
0

(250m四方あたりの棟数)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



### ■建物焼失棟数

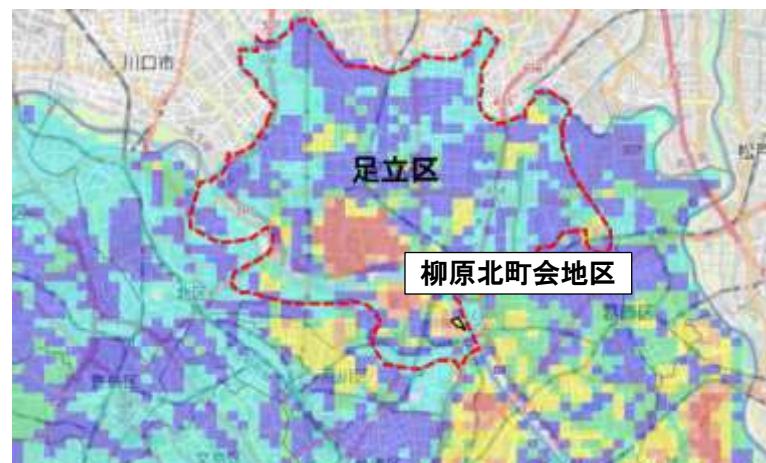
ほぼ全域で 20-50 棟の分布となっています。

<凡例>

焼失棟数（棟）
100 -
50 - 100
20 - 50
10 - 20
1 - 10
0 - 1
0

(250m四方あたりの棟数)

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



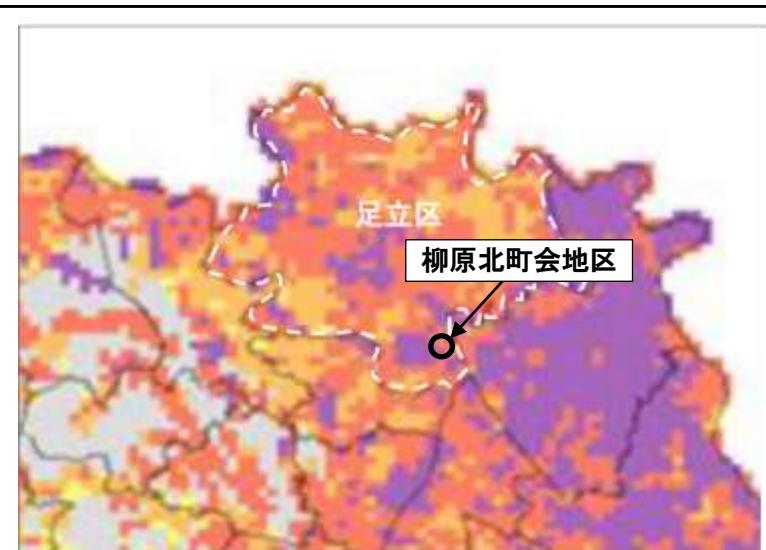
### ■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

<凡例>

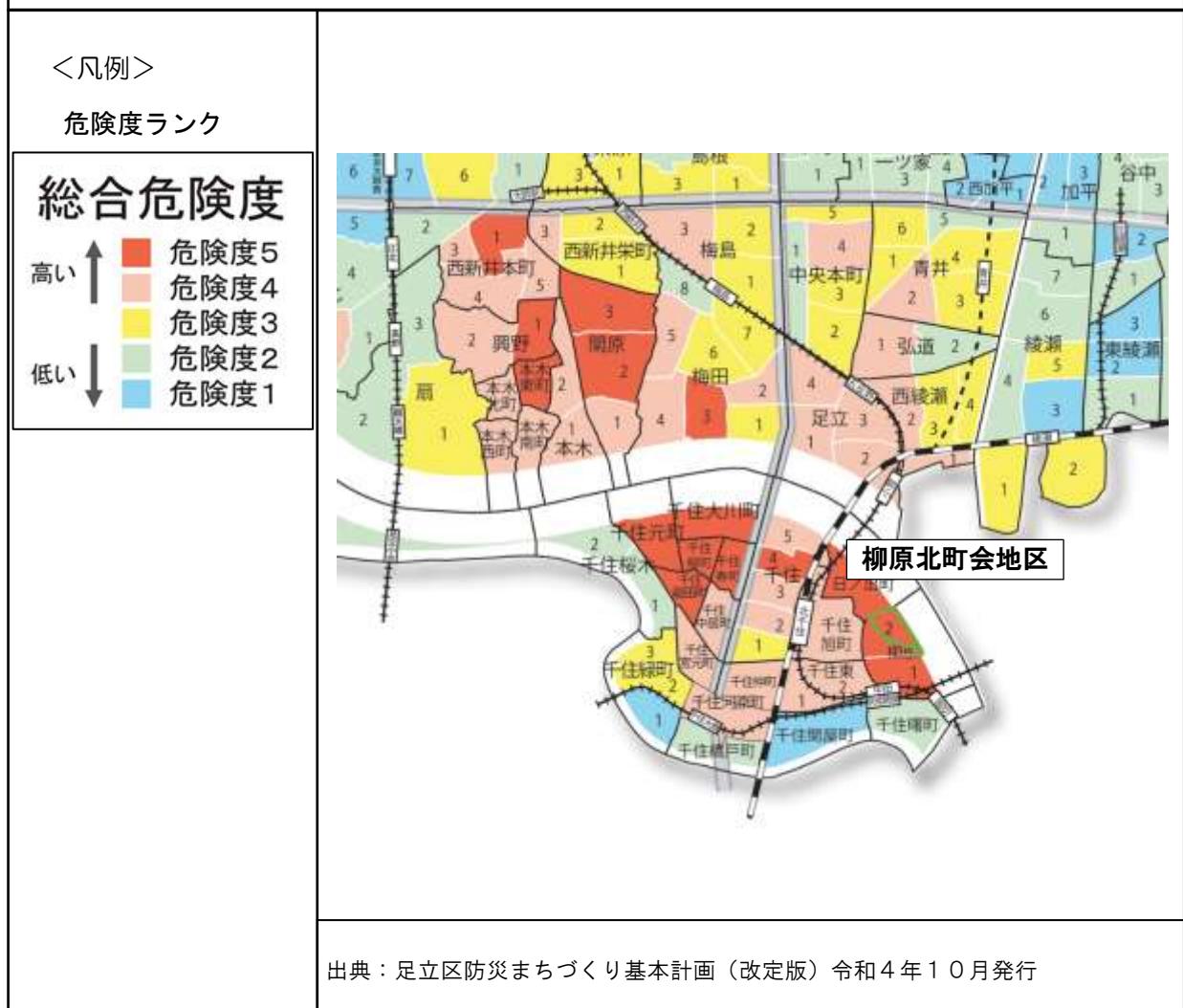
液状化危険度
15 < PL
5 < PL ≤ 15
0 < PL ≤ 5
PL = 0
なし

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



## ② 地域危険度

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度<sup>\*1</sup>について危険度が5となっていきます。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、柳原2丁目は3位<sup>\*2</sup>）



\*1 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものです。

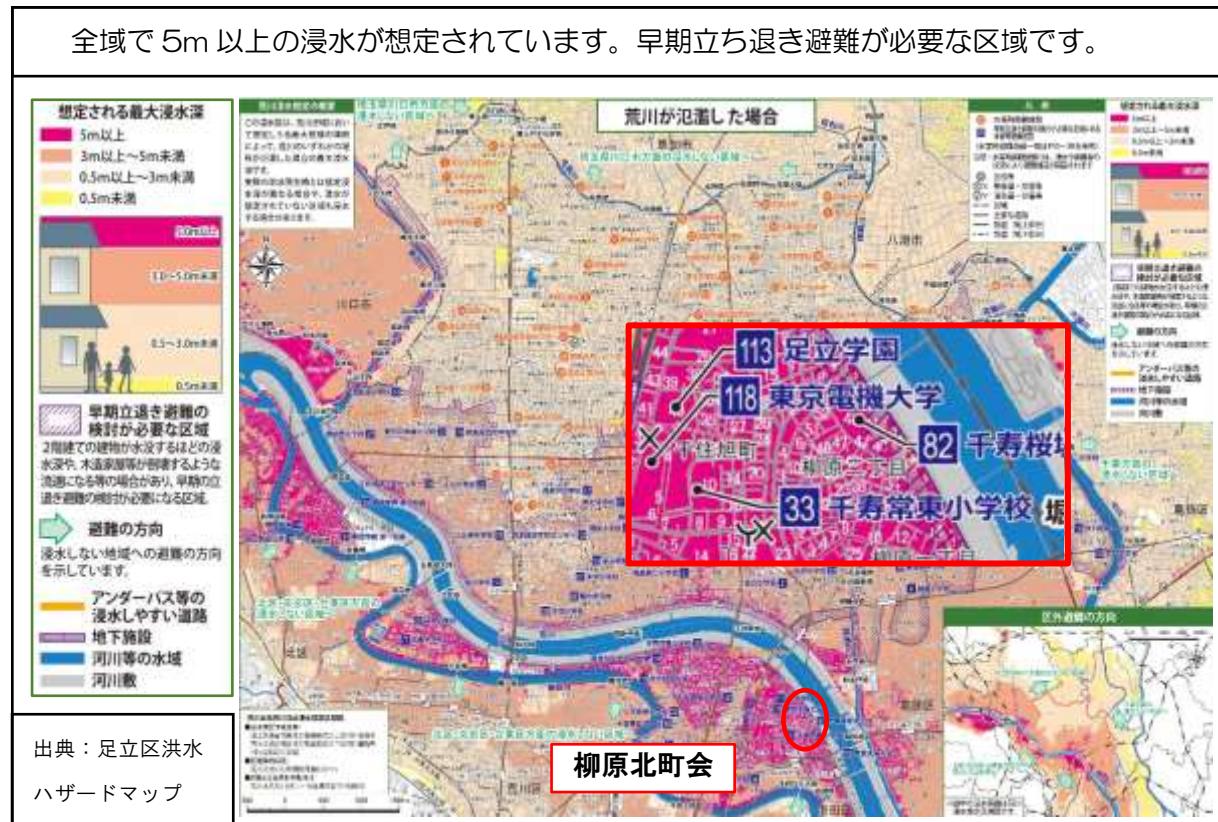
\*2 出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）

### (3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川があります。

#### ① 荒川が氾濫した場合

##### ■最大浸水深



##### ■浸水継続時間

全域で2週間以上浸水が継続すると想定されています。家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。



### **3. 地震発生時の対応シナリオ**

#### **(1) 地震発生時の対応シナリオ**

地震発生から、まず自分の身を守り、その後一時集合場所へ避難、さらに避難場所で避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を次頁に整理しています。

#### **(2) 地区防災マップ**

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP16、17に整理しています。

## 地震発生時の対応シナリオ

### 【一時集合場所】

柳原二丁目児童遊園  
荒川南岸・河川敷  
緑地一帯

一時集合場所は、町会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

#### 1)二段階避難において

- ①情報伝達や各種連絡の場
- ②近隣相互の助け合いや安否確認
- ③警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難

#### 2)延焼火災の危険がない場合において

- ①地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

### 【避難場所】

東京電機大学一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。

### 【第一次避難所】

千寿桜堤中学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



まず、自分の身を守る

各自まわりの状況を確認しましょう

危険が少ない  
と判断

火災の危険が  
あると判断

火災の危険があり、  
一時集合場所に行けない

一時集合場所に  
集まる

地域での助け合い



火災の危険がなく、  
一時集合場所が安  
全

火災の危険があり、  
一時集合場所が危  
ない

一時集合場所で  
待機

避難場所に  
避難

火災の危険が  
なくなる

火災の危険が  
なくなる

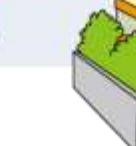
家に被害があるか確認

被害がない

被害あり  
生活でき  
ない

家に戻る・在宅避難

避難所に避難



りが責任  
がとれる  
日頃から  
練してお  
重要です。

### 火災の発生に細心の注意をはらいましょう

当町会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。火事には特に注意しましょう。



### 日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

当町会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いてみておくことが重要です。



### 落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。  
→ヘルメット・防災ズキン、帽子  
動きやすい服装、軍手  
履きなれた底の厚い靴  
夜間の懐中電灯



### 避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



### 一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を見ついたら、皆さんで声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



# 地区防災マップ



## 避難場所

=東京電機大学一帯へ  
(東京電機大学東京千住アネックス)



### 凡例

■ 町会掲示板

★ 防災倉庫

○ 消火栓

○ 防火水槽

★ 消火器

○ 消防署・出張所

□ 主要な施設

● 町会会館

— 防災道路ネットワーク

--- 狹い骨格道路

— 防災上重要な経路

— 路地

--- 通り抜け

— 行き止まり

▲ 階段

▲ スロープ

● 避難が心配なエリア

## 避難場所

=東京電機大学一帯へ  
(東京電機大学・千寿常東小学校)



## 防災倉庫備蓄品

- ・可搬消防ポンプ(D級)
- ・スタンドパイプ
- ・リヤカー、非常食



## 設備など



掲示板



消火器



防火水槽



消火栓

河川敷に避難する場合は、津波による  
浸水のリスクがあることの注意が必要

【第一次避難所】  
千寿桜堤中学校

一時集合場所  
(柳原二丁目児童遊園)  
町会の災害対策本部



【第二次避難所】  
(福祉避難所)  
千寿の郷  
(地域包括支援センター、  
老人保健施設)

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

### (3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、町会内での議論を行った結果、次のような地区的課題

#### ■地区の課題と対応策（平成30年度 地区防災計画策定ワークショップ）

平成26年度の密集まちづくりワークショップの成果（まとめ）	
実践アイデア	進め方
—	—
—	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千住桜堤中学校の鍵の管理方法を話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵の現在の管理状況の把握から始める。 ※ 現在、避難所運営会議が避難所を開設する場合、鍵を使わない（窓を割るなどして施設に入る）こととなっている。このため、避難所運営会議に鍵は貸与されていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営について柳原4町会で話し合う機会をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4町会合同は今までにないため、企画の検討から始める。</li> <li>・鍵の管理などは、町会単独ではなく、4町会がまとまって中学校と話す機会を設け、まずは学校の立場、地域の立場を理解し合いながら、町会と中学校がお互いに情報を交換できる関係づくりから始める。</li> <li>・災害時、日常時の学校との関係を整理する。</li> <li>・柳原稻荷神社で2月に行なう北町会と西町会の合同訓練をきっかけにする。</li> </ul>
—	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃、単体で行なっている防災訓練を、年中行事のときに併せて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もつつきが昼間なので子どもをターゲットに広くPR。</li> <li>・最初のステップとしてパネル展示の企画。</li> <li>・青少年部（小中学生の親）との協力・連携の機会づくり。</li> <li>・桜堤中学校との連携の足がかりをつくる。</li> <li>・年1回「千寿の郷」で町会役員が参加して実施している防災訓練を役員以外からも参加を募る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会作成の消火器マップを使って消火器の場所を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器マップを更新する。</li> <li>・マップを回覧して各自で周辺消火器の確認を呼びかける。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器やスタンドパイプなどの初期消火のミニ訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会役員の訓練を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・班・組単位、路地単位で初期消火訓練を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班単位は互いに顔見知りで小回りがきく。</li> <li>・路地単位で行なう場合は、目的・メリットを明確化する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に活用できるかどうか各家の蛇口を点検（水圧等）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々人に「ちょっとした水利」であることを呼びかける。</li> <li>・日頃の植栽への水遣りが点検につながることを呼びかける。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火に使えるように各家で屋外ホースを準備し、災害時は誰でも使えるような環境を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いたずら防止も考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭単位の防災対策（火災報知機や消火器設置等の自助）の重要性をPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知機は町会で設置を推奨中である。</li> <li>・ヘルメット、消火用布、ライト付き笛など知られていない対策をPRする。</li> </ul>

が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

平成30年度の地区防災計画ワークショップで挙げられた課題	方向性
・災害発生後に、例えば役員等が決められた場所に参集するなどの決まり等は未整備である。	・一定の震度以上で、役員は柳原二丁目児童遊園に参集することをルール化する。
・災害時は柳原二丁目児童遊園に集まるという話になっている。 ・以前の一時集合場所は、北公園と荒川河川敷の2箇所で、その後、中学校が新しくなって、中学校のほうがよいとになった。一時集合場所が、今も河川敷という認識の人もいるかもしれない。	・一時集合場所「柳原二丁目児童遊園」を防災資源マップに記載する。 ・一時集合場所の荒川河川敷は、一時集合場所の廃止を検討する。
・初動期の活動と第一次避難所の運営の住み分けが必要である。 ・初動の段階でも、第一次避難所に人が押し寄せて、施設を開設し、運営のために役員等を派遣せざるを得ない状況が想定される。 (避難所の開設は、当町会から2人が行くことが決まっているが、被災者の人数よっては、一定の人員を早い段階で、避難所に割り当てなければならない可能性もある)	・避難所運営について、柳原4町会でまとまって話し合う機会を設けて、取組みを進めている。 ・初動期の役割分担は、第一次避難所に人員を割り当てるにも含めて検討する。
・火災が起こった場合の避難場所は、東京電機大学ということは理解しているが、火災が起こっているときに、そこまで行けるのか疑問である。	・状況によっては荒川河川敷もあり得ることなど、臨機応変な対応が必要である。 ・荒川河川敷への避難は、気象庁の津波情報による安全性の確認が前提である。
・町会役員は、毎年、千寿の郷で高齢者の避難訓練（建物から屋外に避難）を実施している。 ・この訓練の際に、消防署の人に来てもらって、消火訓練を行ったりしている。	・今後、千寿の郷の職員の方にも参加していただき、相互に助け合う仕組みづくりを検討する。 ・防災訓練と町会行事を兼ねた年間スケジュールを検討する。
・消火器、消火栓、防災資器材の場所が共有できていない。 ・消火栓などの位置が把握できても、使い方がわからない。	・現状で把握している防災資源をマップに記載する。 ・一般の町会員向けに、スタンドパイプの使い方等の訓練を検討する。
・防火防災部は、消防団のメンバーであり、災害時には消防団活動に従事するため、防火防災部以外の人が初期消火を行なわなければならない。 ・区民消火隊は、初期消火などで重要な役割を果たす。	・消火技術をもつ人材の裾野を広げる方策（ソポーター、ボランティア等）を検討する。
・消火栓の水量にも限りがある。 ・初動の初期消火が重要なので、各家庭では消火器を備えておいてもらいたい。	・消火器も含めて、自助の取組みをリスト化する。

平成 26 年度の密集まちづくりワークショップの成果（まとめ）	
実践アイデア	進め方
餅つきでのお餅の配布や回覧の手渡しの活動を要援護者の見守り活動と兼ねる。	(75 歳以上対象に 185 人に訪問)
班・組単位、路地単位で、小規模の要援護者マップを作成する。(敬老会の名簿活用、民生委員との連携)	(実施・継続)
千寿桜堤中学校の授業で地域活動を取り上げてもらう。町会の防災訓練を中学校で生徒と一緒に行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携できる準備を進める。</li> <li>・学校見学など気軽なイベントから取り組む。</li> </ul>
空家を地域資源として再生した事例を学ぶ、見学する音風屋の空家活用事例を検証する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の不安は何か（老朽化による倒壊、放火など）、管理の課題、個人財産などの対処が簡単ではないこと、管理・活用事例など、空き家を取り巻く状況を勉強する。</li> </ul>
沿道の住民に呼びかけ、実験的に植栽を整理整頓したモデル路地をイベント的につくってみる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会の神輿が通れるように、事前にはみ出た鉢植えを整理する行動をモデルと考えて、それが災害時の避難経路の確保にも役立つことを他の路地にも PR する。</li> </ul>
主な避難路となる路地の植栽のはみ出しを点検しよう。	(実施・継続)
倒れた鉢植えを放置せず、家の前を掃除・整頓しよう。	(実施・継続)
路地沿いの園芸やみどりを育て、柳原らしい景観をつくろう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の取り組みにつなげるべく路地の縁の特徴や管理状態などの現状把握調査ならできそう。</li> <li>・できそうな個人に声をかけ、まずモデルをつくり、その心がけを路地全体で広げるステップが良い。</li> <li>・新しい住民が入ってきたときに「柳原らしい路地」について考えられるとよい。</li> </ul>
班長から回覧や掲示板を普段からよく見るように声掛けしてもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大切なまちの情報が書いていることを徹底する。</li> <li>・回覧を手渡す機械を周知機会として大切にする。</li> </ul>
緊急事態を知らせる合図を決め、道具を準備しておく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的な合図を考える（笛など）</li> </ul>

平成30年度の地区防災計画ワークショップで挙げられた課題	方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会には、高齢者の独り暮らしの人などが多く、安否の確認、助け出せるかが心配。</li> <li>・高齢者の方が多い。町会で敬老祝い金を配る活動をしているため、ある程度は把握しているがリスト化はされていない。</li> <li>・高齢者や障がい者、外国人の方に対し、災害時にどのような支援を行えば良いのかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「黄色い旗」などの各戸配布による安否確認の仕組みづくりを検討する。</li> <li>・安否確認は、組単位で行うことを検討するとともに、高齢者の情報を共有できる仕組みを検討する。</li> <li>・要配慮者の方への対応のあり方を検討しながら、必要な訓練等の実施を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員は約40人いるなかで、男性はその半分で、そのなかで、避難所運営、初期消火など、役割を割り当てていくと、どうしても人が足りなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会役員以外の担い手として、若手・ファミリー層の町会員、ボランティア、千寿桜堤中学校との連携の仕組みづくりを検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当町会は木造住宅が密集して危険な箇所が多い。</li> <li>・道路が狭く、ブロック塀が倒れてくるような箇所がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所へ至る主な避難経路や方向をわかりやすく知ってもらうために、主要な避難ルートを防災資源マップに記載する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの取組みとして、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀を生垣にする取組みを町会としても奨励する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常からのコミュニティづくりが防災力の向上につながることを共有する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材や備蓄品を計画的に整備する。</li> </ul>

## ■地区の課題と対応策（令和4年度 地区防災計画見直しワークショップ）

平成30年度から継続の課題	現状及び方向性
・一定の震度以上で、役員は柳原二丁目児童遊園に参集することをルール化する。	・たたき台はあるが、未完成 →引き続き、検討
・一時集合場所の荒川河川敷は、一時集合場所の廃止を検討する。	・住宅密集地からの避難という意味で、状況に応じて使用できるように、廃止せず残しておいてはどうか。 →状況に応じて避難できるよう、荒川河川敷は一時集合場所として残す。
・避難所運営について、柳原4町会でまとまって話し合う機会を設けて、取組みを進めている。 ・初動期の役割分担は、第一次避難所に人員を割り当てることも含めて検討する。	・4町会の避難所運営マニュアルを作成済み。それに基づいて訓練する必要があるが、そこまではできていない。 →今後、訓練を行い、PDCAサイクルを回して見直していく。
・今後、千寿の郷の職員の方にも参加していただき、相互に助け合う仕組みづくりを検討する。	・千寿の郷とは町会で協定を結んでいて、高齢者の避難の手助けを行う。毎年訓練を実施していたが、コロナで2~3年中止となっている。 →引き続き、訓練の実施を検討
・一般の町会員向けに、スタンドパイプの使い方等の訓練を検討する。	・現状は、役員でも全員ではなく、区民消火隊を中心に定期的に訓練している。一般向けの訓練はまだできていない。 →引き続き、検討
・消火技術をもつ人材の裾野を広げる方策（サポートー、ボランティア等）を検討する。	・けが等、何かあったときのことが心配。広げていくのがよいとは思うが、実際に募集するのはなかなか難しい。 →他の自治会等の実施状況を調査する。
・消火器も含めて、自助の取組みをリスト化する。	・屋外ホースの設置を考えていくこととしていたが、現時点で設置しているところはあまりない。それほど長いホースでもないので、実際に役に立つかどうかわからない。 →引き続き、可能な範囲で検討
・「黄色い旗」などの各戸配布による安否確認の仕組みづくりを検討する。 ・安否確認は、組単位で行うことを検討するとともに、高齢者の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・要配慮者の方への対応のあり方を検討しながら、必要な訓練等の実施を検討する。	・「黄色い旗」は具体的にはまだできていない。「黄色い旗」にこだわらず、無事かどうか、支援がほしい人がいるかどうかがわかれればよい。 ・要配慮者の把握がなかなか難しい。民生委員が作成した高齢者のリストは、個人情報なので外には出せないが、災害時には町会での救助に使うことができる。災害時に使えるように、リストを更新して準備している。 →引き続き、検討

平成 30 年度から継続の課題	現状及び方向性
・町会役員以外の担い手として、若手・ファミリーレベルの町会員、ボランティア、千寿桜堤中学校との連携の仕組みづくりを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千寿桜堤中学校との連携は、4 年前からの積み残しだけである。ただ、災害が起きているのに中学生にお願いすることができるのかという疑問はある。</li> <li>・町会は高齢化が進んでいるが、町会加入率はよい方で 400／600 世帯くらい。最近、若い人たちも引っ越してきている。 →引き続き、検討</li> </ul>
・危険空家の情報を区に伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近は、危険そうな空家はあまりない。</li> <li>・空家よりも民泊施設が気になる。ただ、コロナの影響で今はなくなっている。</li> </ul>
・まちづくりの取組みとして、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀を生垣にする取組みを町会としても奨励する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀が気になるのは 1 ケ所くらい。高くて危なそうなものはない。</li> <li>・危なければ言えるかもしれないが、生垣にしてくれというのではなくかと言えない。</li> </ul>

課題（意見含む）	方向性
・柳原二丁目児童遊園の災害用深井戸は、消防が来て訓練をしたことがある。飲み水には適さないが、生活用水には使える。ただ、鍵を持っていないので、実際には動かせない。町会に鍵を渡してもらえないのか。	【区】保留とさせてほしい。鍵は区役所と消防が持っている。
・避難場所の東京電機大学一帯が遠いので、わざわざそこまで行けない。第一次避難所に行くにはまた戻って来ないといけない。 ・地震と火災では考え方が違う。地震だとまずいが、火災の場合は荒川河川敷に行った方がよい。	【区】火災であれば荒川河川敷が安全である。ただ、以前は荒川河川敷を避難場所に指定していたが、東日本大震災のときの津波の影響で指定から外されたとの経緯がある。なお、柳原から上流に向かってもらうと、今でも避難場所に指定されている。足立区が作成している「あだち防災マップ&ガイド」をご確認いただきたい。
・D 級ポンプが古くて使えない。20 数年前のものである。	・新しいもののへの交換を検討する。
・一時集合場所、第一次避難所等と言っても一般の人にはわからない。区別がつかないのでないか。	・本計画の概要版（地震発生時の対応シナリオ、地区防災マップ）を配布し、周知を図る。

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年台風19号のときは、避難所（桜堤中学校）は大変だった。場所取りをしたり、床には座れない等、自分勝手にいろいろなことを言ってくる人がいて、町会の役員の言うことなど聞かない。</li> <li>・エレベーターも使えず、備蓄倉庫から毛布を運ぶのも大変。物が多くて狭いので、備蓄倉庫のどこに何があるかわからない。水も賞味期限が切れているのかどうかわからず、それを把握している人もいない。</li> <li>・そういうった備蓄品の整理等を中学生がやってくれるとよい。</li> <li>・備蓄倉庫にボイラーはあるが、灯油はあるのか。ボイラーの火の付け方もわからない。</li> <li>・給食室はあるが、器具の使い方がわからない</li> <li>・備蓄倉庫に発電機や投光器はあるのか。区で配布してくれるのか。</li> </ul>	<p>【区】前回の台風19号のときは、水害時の避難所への割り当てがなかったので、区民の方にご迷惑おかけした。</p> <p>基本的に、避難所なので快適な生活はできない。いろいろな人がいると思うが、上手く対応していただけよう、地域の方のお力を借りしたい。</p> <p>【区】避難所運営訓練という形で、地域の方と割り当て職員と一緒に現地確認をしながら確かめることになっている。</p>

## 4 水害時の対応シナリオ

### (1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールをP26、27に整理しています。

### (2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報をP28、29に整理しています。

# 水害が予想される場合の防災行動の概要

三密  
対策

## 分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

### STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川(荒川、利根川、江戸川、中川、誠瀬川、芝川・新芝川)ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。【問い合わせ先】企画調整課 企画調整担当 ☎ 3880-5349

▲区のホームページでも閲覧可

#### 避難方法の判断ポイント!

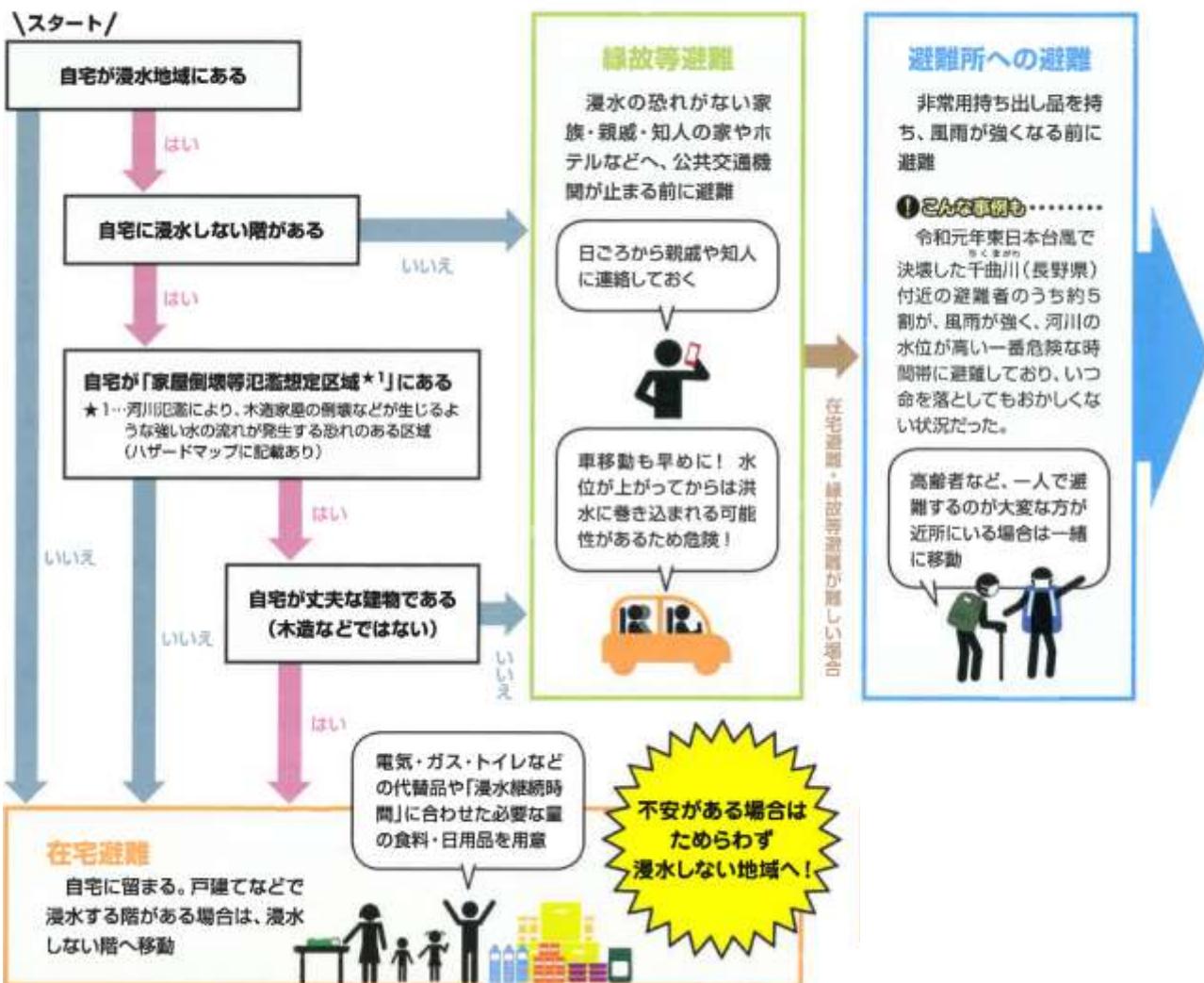
浸水深  浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう!

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上(3・4階まで浸水)の所もあれば、3~5m(2階まで浸水)の所も。自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

### STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



いざ  
避難

# 避難所でのルールを守る

必ずルールを守り、避難者同士で助け合い円滑な運営にご協力ください。

開設・受け付け

## 災害対策本部<sup>\*2</sup>が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



各施設へ職員5人ずつを配備

## 受け付け<sup>\*3</sup>で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

・検温の実施 感染症対策

・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



## ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

## 避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する場にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



一人当たり  
4mのスペース

## 37.5°C以上の方は居室を分ける

受け付け時に検温し、37.5°C以上の熱がある方の居室分けを行います。



## 避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの<sup>\*4</sup>）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



閉鎖

## 物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



自分で受け取りに来るのが難しい方は運営ボランティアが手伝います

## 最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



## 雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

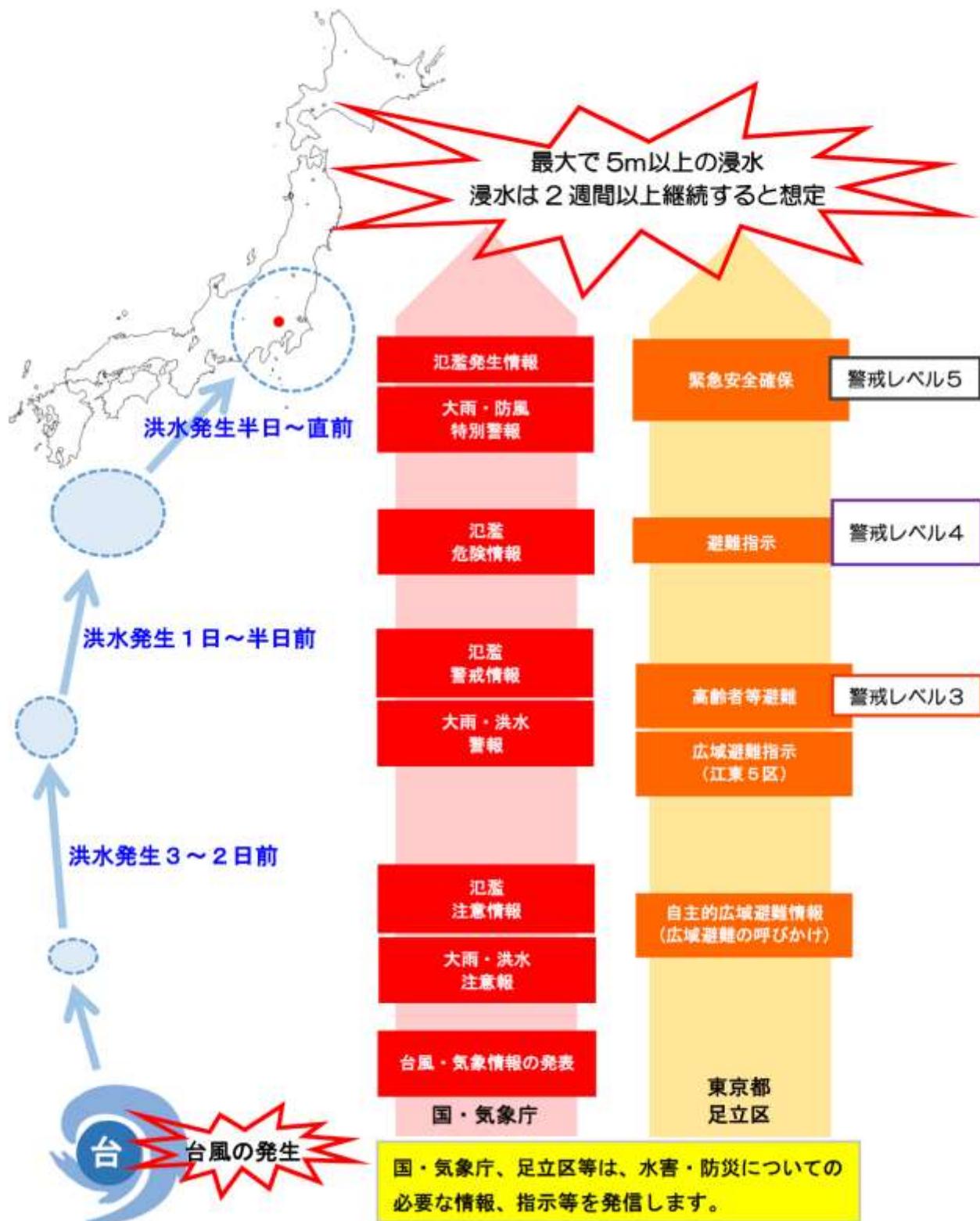


## 身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

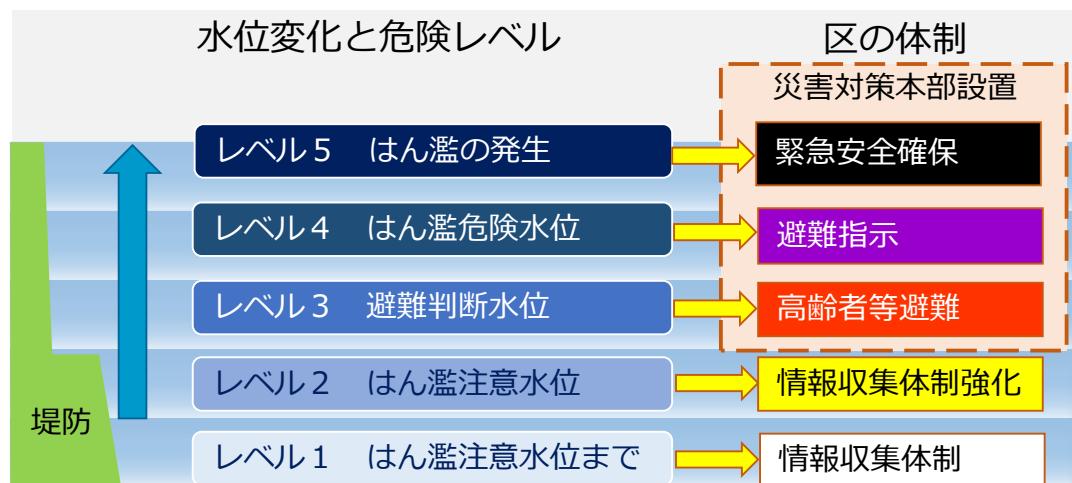
使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



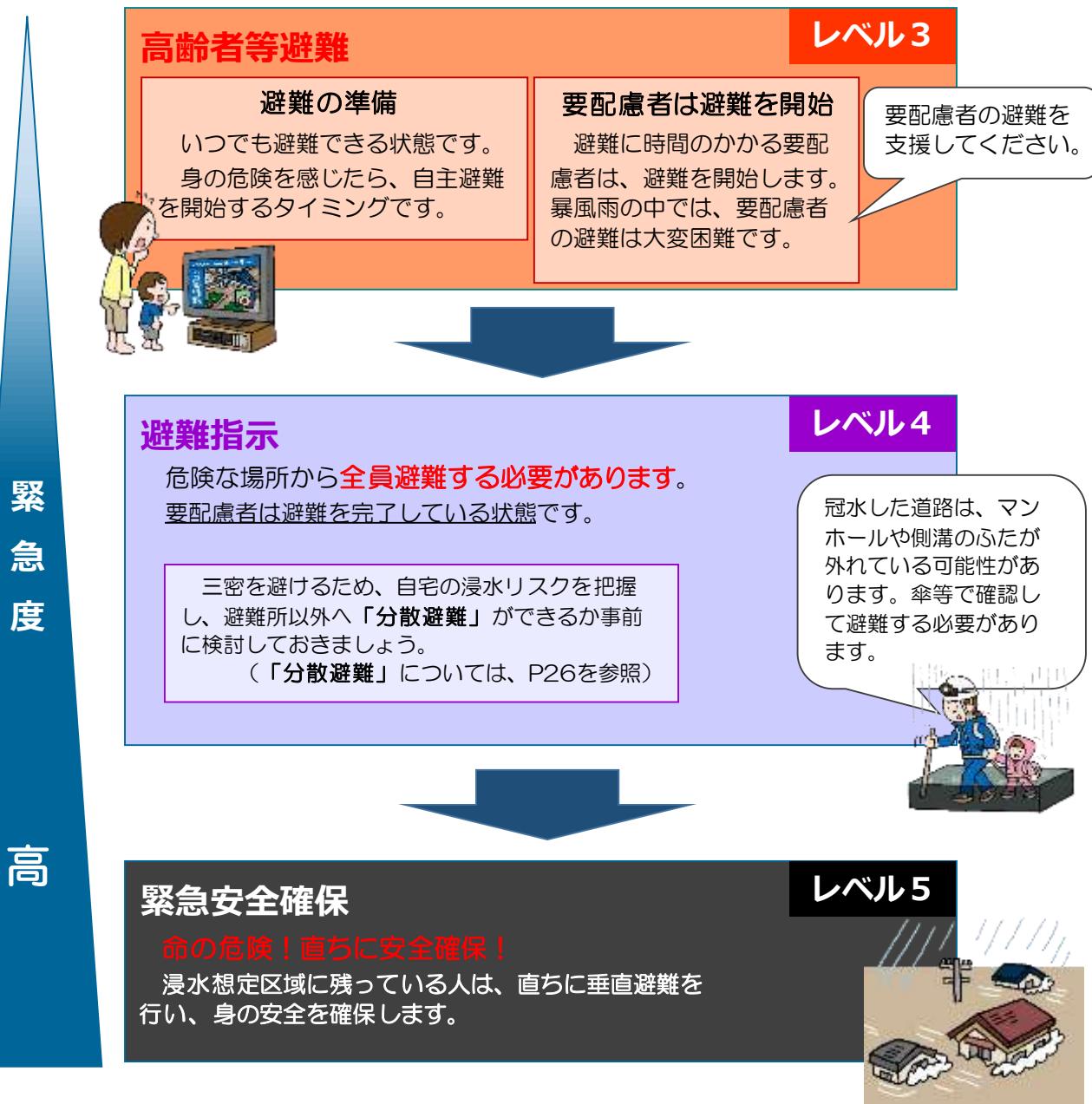
## 水害が予想される場合の対応シナリオ



## ■水位変化・危険レベルと足立区の体制



## ■避難情報について

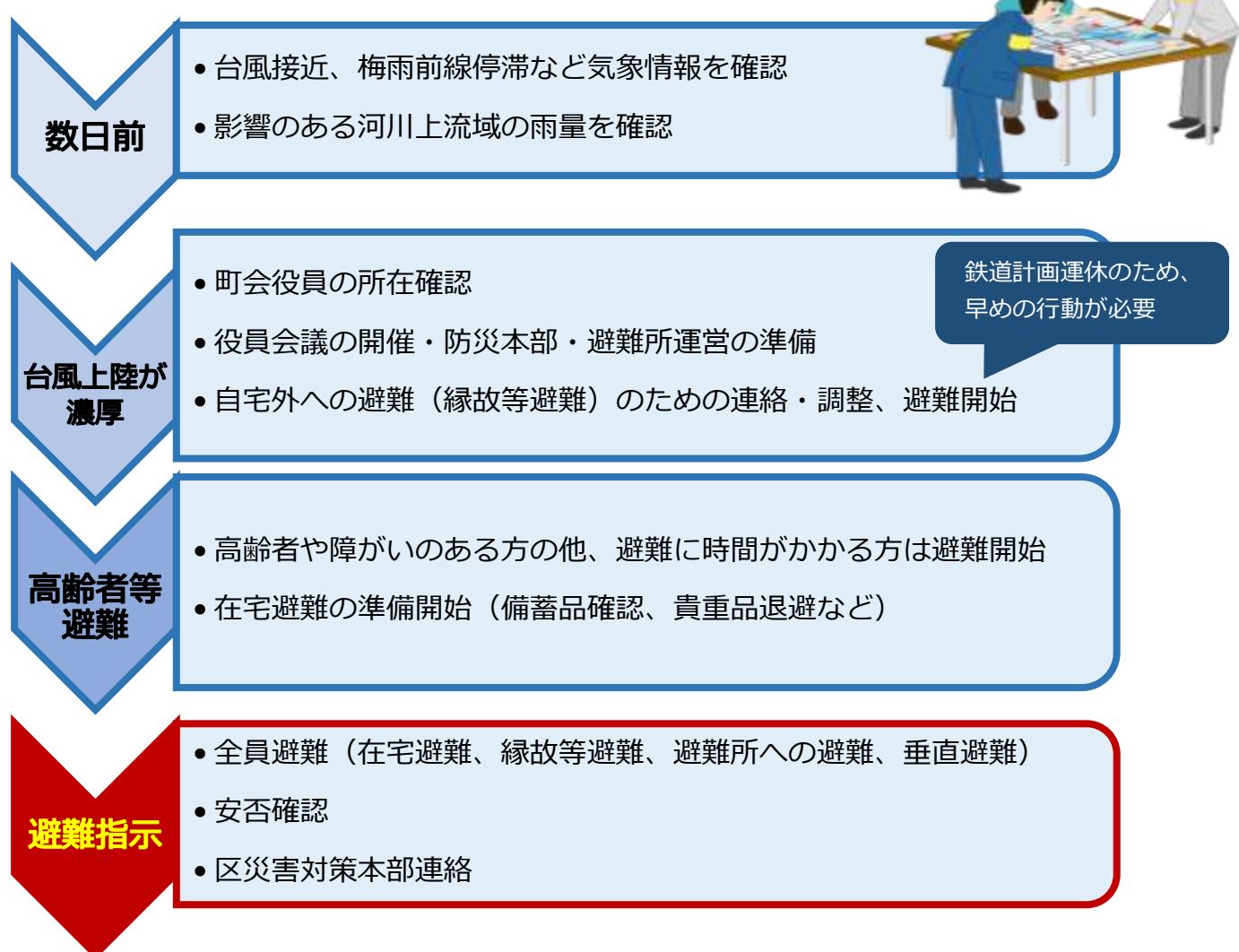


### (3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



## 町会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区から情報	町会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒) 洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報) 伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒) 洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒) 洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保(垂直避難など)

(荒) は荒川下流河川事務所からの情報

## 5 町会における平時の備え

### (1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

#### ■事前対策リスト(自助)

##### <被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れで開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共情有報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝信用ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

##### <備蓄>

するずも備の蓄	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨）	
避難立つも救護のに	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ピニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

##### <避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常出用	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

## ■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>出火したばかりの火災があったとき</li> <li>隣近所で消火器での消火、バケツリレー</li> </ul>
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく</li> </ul>
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合人員をリストで確認</li> </ul>
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災延焼時には避難場所に避難</li> <li>家が無事ならば在宅避難</li> <li>家が被害の場合は避難所へ</li> </ul>
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定</li> </ul>
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> <li>一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど</li> </ul>
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>班長など、先導者が誘導</li> </ul>
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど</li> </ul>
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防団などへ連絡</li> <li>民生・児童委員との連携</li> </ul>
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援は可能な範囲で</li> </ul>
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認</li> <li>避難していない在宅避難者もできるだけ把握</li> </ul>
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>区、消防団、警察などへ連絡</li> </ul>
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救助、緊急避難等の応急対応が優先</li> </ul>
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会を超える場合もあり</li> </ul>
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える</li> </ul>

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

## (2) 体制づくり

地域の防災力向上に向けた取り組みを下記に示します。

今後、スケジュールを立てながら、段階的・計画的に取り組んでいきます。

### ① 町会における地震発生時の対応

地震発生時には、町会として次の対応を想定しています。

#### 【地震発生時の対応】※想定事項

区分	町会として想定される事項
災害対策本部の設置・運営	①震度5強以上の地震が発生した場合、町会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち、柳原二丁目児童遊園（北公園）に参集し、災害対策本部を設置する。 ②災害対策本部は、被害状況を把握し、初動活動、第一次避難所の開設などを行なう。
被害状況の把握	①役員は柳原二丁目児童遊園（北公園）に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告する。 ②ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、町会員に情報を提供する。
安否確認	①平常時において一般の家庭に「黄色い旗」などを配布し、震度5強以上の地震が発生した場合には、玄関口に掲出することで無事を知らせる仕組みの普及を図る。 ②災害時には、組長が中心となって、掲出状況を確認し、災害対策本部に報告する。
初期消火活動	①火災発生時には、区民消火隊を中心として可搬消防ポンプ（D級）、スタンドパイプなどの資機材を活用した消火活動を行う。 ②初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替える。
救出活動	①住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開する。 ②救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を行なう。
避難誘導活動	①延焼火災の発生を確認した場合は、避難場所への避難を行なう。 ②延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難経路を案内・周知する。 ③高齢者等の避難を支援する。
行政等関係機関との連絡・要請	①被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡する。

## ② 平常時における備え

### ■体制・役割分担

- ・災害時の役割分担を明確にし、訓練を通じて、地域の防災力を向上
- ・当初は、町会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討
- ・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮

【災害時の役割分担のイメージ例：避難所運営の役割との関連性も考慮したケース】

最低限の体制	目指す体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営の体制
本部長	本部長	・各班の統括		本部長・副本部長
副本部長	副本部長	・本部長の補佐、代理		各部部長等
総務部	総務部	・防災資機材の備蓄、保守管理	・庶務全般 ・連絡調整 ・町内の秩序維持、防疫活動の協力	庶務部
情報部	情報部	・防災知識の普及、高揚	・災害防止広報実施 ・災害情報の収集 ・避難情報等の伝達	
防火部	消火部	・初期消火訓練 ・出火防止の徹底	・初期消火活動 ・出火防止、出火警戒	
	安全・点検部	・巡回点検 ・危険箇所調査	・巡回点検 ・危険箇所調査	
避難誘導部	避難誘導部	・避難場所、第一次避難所、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難誘導活動	施設管理部
	要配慮者部	・要配慮者の把握	・要配慮者の安否確認、搬送の協力	
救護部	救出・救護部	・応急手当知識普及 ・応急救護訓練	・負傷者等の救出、救護活動	救護衛生部
給食部	給食部	・備蓄物資の調達・点検 ・個人備蓄積の啓発活動 ・炊き出し訓練	・救援物資の確保、搬送、配分 ・炊き出し、給食、給水活動	物資部

### ③ 新たな担い手の確保

#### ■防災サポーターの募集

- ・町会の一般会員や町会に加入していない若者等（ボランティア等に関心がある住民をターゲット）を対象に、災害時の初動活動に参集する防災サポーター（ボランティア）を募集・登録する仕組みを検討

#### 【今後の取組み】

- ・回覧板や掲示板を活用した募集のほか、町会のイベント時などを活用したPRや募集活動を検討
- ・防災サポーターの研修や訓練にあたっては、区に講師の派遣を依頼することや、消防団との連携（防災技術指導）を検討

<防災サポーター募集例>

**防災サポーターはみんなで力を合わせる仕組みです。  
町会の皆さまのご参加をお待ちしています。**

資 格：柳原北町会会員世帯（中学生以上）

役 割：大規模な災害が発生したときのご近所の助け合い

活動内容：初期消火、救出・救助、応急手当など

訓 練：年に数回の訓練を実施

#### ■千寿桜堤中学校との連携

- ・中学生は、災害発生時に防災活動の担い手として期待されることから、防災面での町会と千寿桜堤中学校との連携を強化

#### 【今後の取組み】

- ・千寿桜堤中学校との合同防災訓練の定例化を学校側に働きかけ
- ・中学生の親が訓練を見学できるようにし、親に対しては防災サポーターへ勧誘

【訓練内容例】…実践的な防災訓練の実施

項目	内容
初期消火訓練	区民消火隊の合同による可搬消防ポンプ（D 級）の取扱いやスタンダードパイプの操作訓練
救出・救助訓練	区民レスキュー隊の結成を検討し、結成後に区から配備される資機材も活用してジャッキを使った救出訓練や応急担架作成、傷病者の搬送訓練などを実施

#### ④ 資機材・備蓄品等の備え

- ・資機材・備蓄品は、区の支援制度等を活用しながら整備

##### 【今後の取組み】

- ・救出救助の資機材の確保にあたっては、防災センターの募集とあわせて、区内レスキュー隊の申請を検討（区内レスキュー隊を結成すると区が救出救助用資機材を配備）
- ・災害用の資機材・備蓄品の中には、平常時の町会活動で使用するものもあるため、町会で所有資機材等を確認の上、計画的に整備

##### 【現在の主な資機材の状況】

資器材など	配置場所
可搬消防ポンプ（D級）	柳原二丁目児童遊園
スタンドパイプ、消火栓鍵	柳原二丁目児童遊園
防火衣・ヘルメット	柳原二丁目児童遊園
リヤカー	柳原二丁目児童遊園
非常食（ビスケット）	柳原二丁目児童遊園

#### ⑤ 防災訓練の実施

- ・年度計画に町内の防災訓練を組み込み、防災訓練を実施
- ・地域の中でハンディキャップを負っている要配慮者の方への対応についても検討をしながら必要な訓練等を実施

##### 【今後の取組み】

- ・防災訓練は、町会員が多く参加する形の避難訓練等を検討
- ・既存の町会活動時に合わせて実施できるものからはじめなど、負担の少ない方法等を検討  
⇒清掃活動など多くの住民が集まる機会を捉えた消火、救助訓練の実施

##### 【今までの活動】

訓練	内容
避難所運営訓練（千寿桜堤中学校）	避難所運営会議
初期消火訓練	区民消火隊（2ヶ月に1回）
福祉施設での避難訓練への協力	年に1回

【今後実施を検討する活動】

訓練	内容
救助救出訓練	区民レスキュー隊の申請を検討し、隊の結成後に実施
初期消火訓練	町会員に向けに、消火器やスタンドパイプ等の使い方、消火栓の開け方等の普及を図るための訓練等を実施（既存のイベント等に絡めて実施）
安否確認訓練	「黄色い旗」などの安否確認の仕組みづくりを検討し、実施
避難訓練（防災ウォーキング）	ウォーキングなどのイベントと兼ねて、町会～避難場所を往復する避難訓練を実施
炊き出し訓練	町会イベントと絡めて、炊き出し訓練を実施
福祉施設との連携による避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に立地する福祉施設において、高齢者（利用者）の避難訓練に協力</li> <li>・訓練への協力を通じて、高齢者等の避難の支援方法等について習得</li> <li>・町会の役員以外の参加も募集</li> </ul>
楽しみながら防災を学べるイベントの開催（子ども・ファミリー参加促進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震体験車の派遣（区へ依頼することができる）</li> <li>・町会会館での防災DVD（アニメなど）の放映（区へ DVD の貸し出しを依頼することができる）</li> <li>・防災ワークショップ（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）</li> </ul>
キャンプ形式での被災生活体験（子ども・ファミリー参加促進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気や水が使えないなど、実際の災害時に近い状況を想定し、家族で楽しみながら防災知識・技術を身につける訓練を検討</li> <li>・柳原二丁目児童遊園（北公園）や千寿桜堤中学校での開催を検討</li> </ul>

⑥ 年間スケジュール

- ・年度当初に、毎年度のスケジュールを立案し、町会員等に周知することを検討
- ・町会の通常の集会等を利用して定期的に防災の打合せや準備を実施

【今後の取組み】

- ・町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- ・町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の支援制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を依頼

## ※ 樣式・資料編

## 資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (千寿桜堤中学校)		
	第二次避難所 (老人保健施設千寿の郷)		
	病院		

第一次避難所：自宅が倒壊・焼失等で生活が出来ない場合、指定の第一次避難所へ移動して生活します。第一次避難所は、区立の小中学校、都立高校などが指定されており、災害発生時には、避難所近隣の町会・自治会を中心とした避難所運営本部により開設されます。

第二次避難所：第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々のために、福祉施設、地域学習センターなどが第二次避難所(福祉避難所)として指定されています。第二次避難所(福祉避難所)は区が開設し、必要に応じて介護サービスなどを確保します。

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消防用具					
救出救助用資機材					
その他					

### 参考様式 3 町会年間スケジュール

- ・年間スケジュールは任意様式とする。
- ・従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（ 年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

**防災区民組織役員名簿**

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 (副会長)			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

## 資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和4年4月にリニューアルしました。



### 【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒

iPhone 端末



Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

## 資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

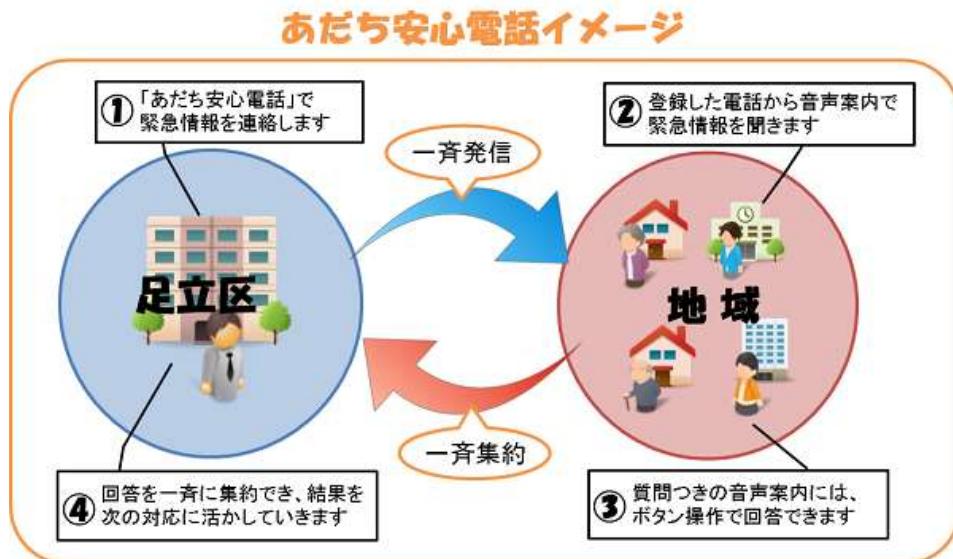
[adachi@sg-m.jp](mailto:adachi@sg-m.jp)



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

## 資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

①ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



②報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

③「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係  
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
TEL : 03-3880-5514

## 資料5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度5強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約3分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1)特定地域（建物倒壊危険度ランク図において、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 柳原二丁目は対象となっています。

(2)対象世帯

①一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

②特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・65歳以上の方が含まれる
- ・要介護者が含まれる（要介護3～5）
- ・障がい者が含まれる

（身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害愛の手帳総合判定で1～4度）

- ・非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧いただくな、または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係

（足立区役所本庁舎中央館4階）

TEL 03-3880-5317（直通）

## 資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」とときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

### ご利用方法

(1)下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：050-5527-2305

(2)24時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3)通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



## 資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和2年9月14日に「足立区LINE公式アカウント」を開設しました。

「足立区LINE公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNSアプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

### ご利用方法

(1)ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>



(2)主な配信情報

- ・台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
  - ・緊急でお知らせしたい重要な情報
  - ・「あだち広報」発行情報（月2回）
- 等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3)災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、Aメールどちらにも配信します。



Memo